

地方出先機関の事務・事業の検討の進め方について（案）

平成 20 年 5 月 16 日

1. 地方出先機関の事務・事業の検討について

- ・ 国の出先機関である地方支分部局（地方出先機関）の業務は、徴収、窓口、施設等の管理など、市場化テストになじみやすいものが多い。
- ・ 例えば、これまで市場化テストの対象事業とされている国民年金保険料収納事業、登記事項証明書等の交付なども地方出先機関の業務。
- ・ このため、監理委員会においては、新たな重点分野として、地方出先機関の事務・事業を検討することを決定。

2. 検討の進め方

(1) 基本的な進め方

- ・ 市場化テストになじむと考えられる事務・事業を対象に横断的に検討。
- ・ 各府省に対して、自主的な見直しを要請し、その検討結果を踏まえ、分科会においてヒアリング等を実施。
- ・ 地方分権改革推進委員会等とも連携を図りつつ、年内の「基本方針」改定時に反映。

(2) 検討対象

- ・ 地方出先機関の事務・事業のうち、「施設の管理・運営」、「研修」、「国家試験等」、「相談」、「広報・普及啓発」、「検査検定」、「徴収」、「統計調査」、「公物管理」等、市場化テストになじむと考えられるものを対象に横断的に検討。

以上